Ⅱ　二次審査（選抜された者）　一次審査で選抜された者で、下記４⑷２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施する。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

「鉄筋コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」

海上保安大学校学生寮は鉄筋コンクリート造であるため、コンクリートの中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び建築物の安全性の向上を図るためには、コンクリート躯体の密実性や外壁のひび割れ防止及び良好な仕上がり状態を確保することが重要である。

このため、海上保安大学校学生寮における鉄筋コンクリート躯体工事（鉄筋及びコンクリート工事）の品質確保に対する具体的な提案を求める。

３）賃上げの実施に関する評価（加算点）

従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上、中小企業等は給与総額又は給与受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

４）賃上げ未達成による減点

公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、３⑴㋑Ⅱ３）の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

㋐　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

㋑　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

㋒　㋐及び㋑に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その※「事実を客観的に証する書類」とともに従業員が署名又は記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①　自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②　主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③　資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

⑵　入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の１）～３）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

２）「鉄筋コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

３）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号（紙入札業者においては紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号）を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課契約係　電話082―221―9231（代表）内線2526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

１）入札説明書は、令和５年７月28日から令和６年１月10日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム　https://www.e-bisc.go.jp/

２）電子入札システムの利用ができない場合は、以下の場所でも交付する。

交付期間：令和５年７月28日から令和６年１月10日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：上記４⑴に同じ。

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

⑶　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法　交付期間及び入手方法は上記⑵１）と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記⑵２）の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、メール等にて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡担当者名

⑷　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書の提出にあたっては、資料が全て揃っているか必ず確認を行うこと。

１）申請書及び一次審査に関する資料（企業の能力等、技術者の能力等）　令和５年７月31日から令和５年８月21日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和５年７月31日から令和５年８月21日17時（土曜日、日曜日、祝日を除く）までに、上記４⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）又は電子メールにより送付すること。

２）申請書及び二次審査に関する資料（技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画））（選抜された者）

上記３⑴Ⅰに掲げる一次審査で選抜された者は、次に従い技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出すること。

令和５年９月20日から令和５年10月18日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和５年９月20日から令和５年10月18日17時（土曜日、日曜日、祝日を除く）までに、上記４⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）又は電子メールにより送付すること。